

令和6年3月

定例総会（拡大委員総会）
議 事 録

松本市農業委員会

1 日 時 令和6年3月28日（木）午後2時30分から午後5時00分

2 場 所 議員協議会室

3 出席委員

(1) 農業委員 25人

1番	小林 康基	2番	中條 幸雄
3番	柳澤 一向	4番	武井 茂善
5番	中川 敦	6番	久保 節夫
7番	太田 辰男	8番	河西 穂高
9番	丸山 茂実	10番	矢嶋 壽司
11番	窪田 英明	12番	塩原 秀俊
13番	田中 悦郎	14番	細江 弘光
15番	塩原 俊昭	16番	河野 徹
17番	濱 博	18番	齋藤 勝幸
19番	橋本 実嗣	20番	倉科 孝明
21番	塩原 至	23番	二村 喜子
24番	上條信太郎	25番	林 昌美
26番	瀧澤 和子		

(2) 推進委員 11人

推2番	中野 千尋	推4番	梶原 知子
推5番	松田 和久	推7番	平林 哲
推9番	田中 武彦	推10番	中平 茂
推14番	山崎 和男	推15番	長崎 作夫
推16番	齋藤 知彦	推17番	中澤 一海
推18番	奈良澤 治		

4 欠席委員

(1) 農業委員 1人 22番 三村 晴夫

(2) 推進委員 7人

推1番	西村 博	推3番	大澤 好市
推6番	赤羽 武史	推8番	松下 秀一
推11番	田中 孝人	推12番	堀内 俊男
推13番	北野 喜八		

5 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件……………（議案第277～283号）
- イ 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件……………（議案第284号）
- ウ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……………（議案第285号～第298号）
- エ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件……………（議案第299号～第300号）
- オ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……………（議案第301号～第307号）

- カ 農地法第5条4項の公共転用協議にかかる農業委員会の意見の件
 (議案第308号)
- キ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件
 (議案第309号～第316号)

(2) 報告事項

- ア 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- イ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- ウ 農地法第4条の規定による届出の件
- エ 農地法第5条の規定による届出の件
- オ 農地法第4条の規定による農業用施設届出の件
- カ 令和5年度違反転用への適正な対応に係る実施報告の件

6 議 事 (その他農業委員会業務に関する事項)

(1) 議 案

- ア 令和6年度最適化活動の目標の設定等..... (議案第317号)

(2) 報告事項

- ア 令和6年度松本市産業振興部(農政関係)予算について
- イ 令和5年度第4回農業経営改善計画の審査結果について
- ウ 令和5年度家族経営協定締結状況について
- エ 令和5年度農地所有適格法人の要件等確認結果について
- オ 令和5年度農業者年金加入推進結果について
- カ 令和6年度松本市農業委員会関係予算について
- キ 第3回松本市農業委員会役員会の協議結果について
- ク 主要会務報告並びに当面の予定について

7 その他

8	出席職員	農業委員会事務局	局 長	村山 育朗
		//	局長補佐	川村 昌寛
		//	係 長	草田 崇博
		//	主 任	藤井 勇太
		//	主 任	麻生 沙絵
		//	主 事	増澤 千尋
	農 政 課		主 査	望月 優
		//	主 事	田村 孝平
		//	主 事	城生 涼風
		//	事 員 員	藤井 陸璃

9 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

10 会長あいさつ 田中会長

11 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により田中会長が議長に就任

12 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 16番 河野 徹 委員

17番 濱 博 委員

〔書記〕川村局長補佐、草田係長

13 会議の概要

議長

それでは、次第の農地に関する事項から議事を進めてまいります。

まず、議案第277号、それと279号も併せて行います。農用地利用集積計画の決定の件について上程いたします。

別冊の総会資料をお手元にご準備ください。

なお、別冊資料の表紙後段に農用地利用集積等促進計画案についての意見聴取する件、議案第284号がありますが、これは先月までの農地利用集積等促進計画を定めるべきことを要請する件から変更になった審議案件になります。審議する内容については変更ありませんので、ご承知願います。

今月は新規就農者がありませんので、農政課から議案の説明をお願いいたします。

城生主事。

城生（農政課）主事 農政課の城生です。よろしくお願いいたします。

さきにお渡ししていた議案の21ページから24ページのほうに少し訂正がありましたので、本日追加で該当ページの差し替えをお配りしています。21ページから24ページについては、本日お配りした差し替え分をご覧いただくようお願いいたします。ご迷惑をおかけして申し訳ございません。

それでは、議案の説明のほうに移りたいと思います。

別冊資料をご覧ください。

着座にて失礼いたします。

5-(1)-ア、農用地利用集積計画の決定の件、議案第277号です。

合計のみ申し上げますので、本日お配りしている差し替えが右上についてあるものです。2枚のものページ番号23ページご覧ください。

合計申し上げます。

合計、一般、筆数233筆、貸付け120人、借入れ77人、面積34万3,059.51平米。

経営移譲、筆数13筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1万1,256平米。

利用権移転、筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1,599平米。

所有権の移転、筆数7筆、貸付け2人、借入れ4人、面積1万6,370平米。

第18条2項6号関係、筆数5筆、貸付け3人、借入れ2人、面積4,274平米。

農地中間管理権の設定（一括方式機構集積関係）、筆数186筆、貸付け110人、借入れ1人、面積31万7,730.81平米。

農地中間管理権の設定（一括方式機構配分関係）、筆数180筆、貸付け1人、借入れ51人、面積30万7,085.81平米。

合計、筆数625筆、貸付け238人、借入れ137人、面積100万1,375.13平米。

当月の利用権設定全体のうち認定農業者への集積は、筆数264筆、面積46万6,650.81平米、集積率は71.13%です。

議案第277号は以上です。

続けて、議案第279号です。

次のページ、別冊の差し替え分の次のページ、24ページご覧ください。

24ページ下の段で、議案第279号です。

合計のみ申し上げます。

合計、一般、筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積3,291平米。

農地中間管理権の設定（一括方式機構配分関係）、筆数2筆、貸付け1人、借入れ2人、面積5,050平米。

合計、筆数3筆、貸付け2人、借入れ2人、面積8,341平米。

上記利用権設定のうち認定農業者への集積率は100%です。

議案第279号は以上です。

議長 ただいまの説明に対しまして農業委員、推進委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
以降、議案の採決においては、農業委員の方を対象にしますので、よろしくお願いいたします。
議案第277号及び279号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございました。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
続きまして、議案第278号 農用地利用集積計画決定の件について上程いたしますが、本件は委員の関係する案件になりますので、議事参与の制限の規定により、矢嶋委員には退室をお願いいたします。

(矢嶋農業委員 退席)

議 長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。
城生主事。

城生（農政課）主事 続きまして、議案第278号です。

別冊資料、差し替えてない冊子のほうの24ページご覧ください。以降、別冊の差し替えてない資料ですね。さきにお配りしている資料のほうをご覧くださいようお願いします。

合計申し上げます。

合計、筆数3筆、貸付け1人、借入れ1人、面積2,097平米。

上記利用権設定のうち認定農業者への集積率は100%です。

議案第278号は以上です。

議 長 ただいまの説明に対しまして全委員の皆様から質問、意見等ありましたら、
お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、集約いたします。
議案第278号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
矢嶋委員の入室をお願いいたします。

(矢嶋農業委員 入室)

議 長 続きまして、議案第280号 農用地利用集積計画の決定の件について上
程いたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、橋本委員に
は退室をお願いいたします。

(橋本農業委員 退席)

議 長 城生主事、お願いします。

城生（農政課）主事 続きまして、議案第280号です。

25ページご覧ください。

合計のみ申し上げます。

合計、一般、筆数4筆、貸付け1人、借入れ1人、面積4,318平米。

第18条2項6号関係、筆数6筆、貸付け4人、借入れ1人、面積7,3

32 平米。

合計、筆数10筆、貸付け5人、借入れ2人、面積1万1,650平米。
上記利用権設定のうち認定農業者への集積率は62.94%です。
議案第280号は以上です。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、
お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第280号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
橋本委員の入室をお願いいたします。

(橋本農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第281号 農用地利用集積計画の決定の件について上
程いたしますが、倉科委員に退室をお願いいたします。

(倉科農業委員 退席)

議長 農政課から説明をお願いいたします。
城生主事。

城生（農政課）主事 続きまして、議案第281号です。
同じく25ページご覧ください。
合計のみ申し上げます。
合計、筆数2筆、貸付け1人、借入れ1人、面積6,390平米。
上記利用権設定のうち認定農業者への集積率は100%です。
議案第281号は以上です。

議長 ありがとうございます。
ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等あったら、願
いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第281号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
倉科委員の入室をお願いいたします。

(倉科農業委員 入室)

議 長 続きます、議案第282号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、同様に中川委員には退室をお願いいたします。

(中川農業委員 退席)

議 長 農政課から説明をお願いいたします。
城生主事。

城生（農政課）主事 続きます、議案第282号です。
26ページご覧ください。
合計のみ申し上げます。
合計、筆数2筆、貸付け1人、借入れ1人、面積2,781平米。
上記利用権設定のうち認定農業者への集積率は100%です。
議案第282号は以上です。

議 長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第282号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
中川委員の入室をお願いいたします。

(中川農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第283号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、同様に丸山委員には退室をお願いいたします。

(丸山農業委員 退席)

議長 農政課から説明をお願いします。
城生主事。

城生(農政課)主事 続きまして、議案第283号です。
同じく26ページご覧ください。
合計のみ申し上げます。
合計、筆数2筆、貸付け1人、借入れ1人、面積2,814平米。
上記利用権設定のうち認定農業者への集積率は100%です。
議案第283号は以上です。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、
お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第283号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
丸山委員の入室をお願いいたします。

(丸山農業委員 入室)

議長 これから、先ほど、284号なんですが、前段で申し上げた内容です。
議案第284号 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件に
ついて上程いたします。

それでは、農政課から説明をお願いいたします。
城生主事。

城生（農政課）主事 続きまして、別冊資料の27ページ、農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件、議案第284号です。

合計のみ申し上げますので、別冊資料一番最後のページ、28ページをご覧ください。

合計の筆数が61筆、貸付者が40名に対して借受者が7名、権利設定面積が10万3,801平米です。

議案第284号は以上です。

議長 今までうちの事務局の田中さんがやっていたのを、今度は農政課の担当が行うということであります。

ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。

議案第284号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。

本冊に戻っていただきます。

続きまして、議案第285号から298号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件、14件について上程いたします。

事務局から一括説明をお願いいたします。

麻生主任。

麻生主任 農業委員会事務局、麻生です。

着座にて失礼いたします。

それでは、総会資料1ページをご覧ください。

農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

議案第285号は、農地保全のため、所有権を移転するものです。

議案第286号は、世帯分離に伴い、使用貸借権を設定するものです。

議案第287号から289号は、新規就農のため、所有権を移転するものです。

議案第290号から293号は、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

議案第294号は、隣接農地との一体利用のため、所有権を移転するものです。

議案第295号は、新規就農のため、所有権を移転するものです。

議案第296号は、農地保全のため、所有権を移転するものです。

議案第297号は、新規就農のため、所有権を移転するものです。

議案第298号は、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。参考資料としまして、新規就農者の情報を3ページの参考資料に掲載しております。

以上14件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

ご審議お願いいたします。

議長 それでは、地元の委員の方の意見を申し上げますが、285から287まで、島内、河野委員、お願いします。

河野農業委員 議案第285号、島内の小宮という地籍になりますが、小宮という地籍の集落の真ん中に所在する農地であります。これは以前から譲受人の〇〇さんのほうで作っていた。ただ、作っていたけれども、所有権の移転等なかったもので、今回贈与で所有権を移すものでございます。

それから、286号については、島内の新橋という地籍になりますが、譲受人の〇〇〇さん、これ、島立になりますが、このところ一括してまとめて4筆あるために、それを使用貸借で譲り受けるものでございます。

また、287号、島内の町という町会ですが、もともと〇さんの所有地ですが、たまたま〇さんが開発をするものですから、その残地ですね。残地が〇〇さんの家のすぐ東隣ということで、〇〇さんはそこを畑として利用したいということで、売買で所有権移転をするものです。

以上です。

議長 それでは、288号、濱委員、お願いします。

濱農業委員 288の〇〇さんですが、地図のほうを見てもらうと、奈良井川のすぐ堤防の横の辺の圃場になります。その左側に道路が、合庁の前の道路が南へずっと開通しまして、道路拡張でちょっと面積が減った田んぼになりますけれども、ちょうど丸描いてある左上の辺りのところに住宅並んでおりますが、これの真ん中辺りが〇〇さんのうちになります。圃場のすぐそばということもあって、自家用野菜を作りたいということで、今回移転になるわけですが、もう地元へ来てから大分長くなりまして、〇〇の職員ですが、大丈夫かと思えます。地区の役員もやったりしていますので、きれいに耕作してくれるものと思えます。

以上です。

議 長 　　　　　　それでは、289、塩原俊昭委員。

塩原（俊）農業委員　289号の件ですけれども、これにつきましては、〇〇〇〇さん、お兄さんになりますけれども、お兄さんの〇〇〇〇さんが高齢になって耕作できないということで、弟さんの〇〇〇〇さんが新規就農という形でやりたいということです。〇〇〇〇さんにつきましては、ここにおります上條信太郎委員のところ8年間ほど農作業の経験がありますので、全く問題ないかというふうに思います。場所につきましては、中部縦貫道の残地、買収の行われた残地といいますか、残った土地のところを〇〇〇〇さんが譲り受けると、こんなようなところと、それから〇〇〇〇さんの自宅のすぐ脇のところのこの2か所を新規就農で農業を始めたいと、こんな申請になっておりますので、全く問題ないというふうに思っております。
以上です。

議 長 　　　　　　続きまして、290号、河西委員、お願いします。

河西農業委員　　〇〇さんですが、新規就農ということで、3ページにも記載があります。他市で少しやった経験があるということなんですけれども、これ、芋ですね。芋っていうのは、これ、ジャガイモ作るって言っていました。ちょっと連作障害とかが出る可能性あるんで、タマネギとか、あとサツモイモなんかもちっと挟むといいよというような話を赤羽推進委員と一緒に会ったときにしました。面積的には十分小型トラクターでできる範囲なんで、認めるという感じで判断しました。
以上です。

議 長 　　　　　　それでは、続きまして291から293、武井委員、お願いします。

武井農業委員　　それでは、291から293は、譲受人が〇〇〇さん、同じ人でございますので、一括して説明いたします。
〇〇さんは、奥さんと父親の3人でブドウ栽培、それと直売所を営む認定農業者でございます。今回取得する農地は、いずれも〇〇さんのブドウ園に隣接しています。〇〇さんと〇〇さんの畑は、この〇〇さんの畑を通らないとそこへ行けないということでございまして、これらの問題を解決して、農地の有効利用を図り、経営規模を拡大するものでございますので、何ら問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議 長 　　　　　　ありがとうございました。
294、地区は入山辺なんですけど、つながりの中で中川委員、お願いします。

中川農業委員　　294でございまして。先月に引き続きまして、〇〇〇〇さん所有の農地の〇〇さんの成年後見人の〇〇さんのご依頼で、〇〇さんの農地を一切処分

したいという一連の形の中の1つであります。譲受人は〇〇〇〇さんで、これ、292の譲渡人の方と同じになりますが、隣接農地との一体利用ということで、こういう案件でございます。問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長 続きまして、295、久保委員、お願いします。

久保農業委員 〇〇さんは、どこから来たか聞き忘れてしまいましたけれども、7年前に古民家を買って移住しておりまして、その間、7年間ずっと〇〇さんの畑を作っておりましたので、そういうことで、今回所有移転をしたいということで、自家用野菜をこのまま作り続けたいということで、何ら問題はございません。

議長 続きまして、296と297、298、塩原至委員、お願いします。

塩原（至）農業委員 296の〇〇さんは〇〇〇で、今、農業ができないということで、その土地の近くに〇〇さんがやっております。〇〇さんについては、米と野菜を作っておりますので、農地保全のためにそこに野菜等を作るそうでありますので、問題ないかと思えます。

297につきましては、場所的には瀏東駅の近くというか、ちょっと離れていますが、そういうところで、〇〇さんにつきましては、親戚の方が千葉県の方でいて、その土地につきまして、ずっと〇〇さんが作っておられます。それで、〇〇さんのお孫さんと2人で家庭菜園などを行うそうでありますので、大丈夫かと思えます。

次の298号につきましては、場所的には波田の中下原というところで、〇〇〇〇さんがおばさんから農地を買いまして、農業経営の規模拡大を図っていきたいということでありますので、前回もありましたので、若手で頑張っておりますので、間違いないと思えます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、全体を通じまして、推進委員の方も含めまして、何か質問、意見等ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、農地法第3条の規定による案件、14件について、一括して集約いたします。

農業委員の皆様には伺いますが、議案第285号から298号について、原案どおり許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。
全員賛成ですので、本件は原案どおり許可することといたします。
続きまして、議案第299号及び300号 農地法第4条の規定による許可申請承認の件、2件について上程いたします。
一括説明をお願いいたします。
藤井主任。

藤井主任

農業委員会事務局の藤井です。説明をいたします。
議案書の4ページをお願いいたします。
議案第299号、転用目的は住宅用貸し通路・農業用通路です。
議案第300号、転用目的は住宅敷地です。
いずれもやむを得ないものとして追認申請となっております。
以上、これらの案件につきましては、内容は議案書のとおりとなります。
一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。よろしく願い
いたします。

議 長

それでは、地元の委員の方、ご意見を賜ります。
299、島立、濱委員、お願いします。

濱農業委員

写真のほうの資料を見ていただくと、ずっと台形に囲ってあるところの部分ですが、圃場整備終了時からずっとこの状態でして、道路としてもう使用していたものです。〇〇さん、途中で、あそこのところ農地になっているので、道路に変えてもらいたって何かやってみたいのですが、何かあるときにやりましようと言われて、門前払いだっってえらい怒っていましたがけれども、今回、そのところ、何か工事やるあれで出てきて、やっと解消するというので、これはもうできたときからずっと、道路できたときに、経過、昔ですが、使っていますので、しょうがないと思います。
以上です。

議 長

それでは、300号、丸山委員、お願いします。

丸山農業委員

300号の案件が、先日行って、23日の土曜日に申請者の〇〇さんに話と現地を確認させてもらいました。申請地につきましては、手前の進入路と奥のところに物置が建ってまして、この進入路及び物置は、申請者の〇〇さんが嫁いだ昭和45年には既にこのようになっていたそうです。義理のお父さんが建てたものと考えられます。今回、たまたま娘さん夫婦が家を建てたいということで、お母さんに相談したところ、〇〇さんのお父さんはもう既に亡くなっているもんですから、ひとり暮らしということもあって、将来お母さんを見るということも兼ねて、この奥の太くなっているところに家を建てるといことでの申請をしたそうです。ただ、この手前の進入路及び奥の物置が農地にかかっているということで、問題になっ

た案件です。
以上です。

議 長 それでは、現地を見ていただいた齋藤委員、お願いします。

齋藤農業委員 299の住宅用貸し通路・農業用通路ということで、追認案件です。よろしく願いいたします。
300号、先ほどの農業委員の説明のとおりであります。内田出張所より500メートル以内、45年時に道路を造ってしまったということで、追認をよろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
それでは、やむを得ないという判断のようですので、お願いします。
続きまして、全体を通しましてこの2件、皆さんのほうから質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、農地法第4条の規定による案件、2件について、一括して集約いたします。
農業委員の皆さんに伺いますが、議案第299号お呼び300号について、原案どおり承認することに賛成の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することといたします。
続きまして、議案第301号から307号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、7件について上程いたします。
事務局から一括説明をお願いいたします。
藤井主任。

藤井主任 農業委員会事務局の藤井です。引き続き説明をさせていただきます。
5ページをお願いいたします。
議案第301号、転用目的は貸し駐車場です。なお、農振除外済み案件となります。
続きまして、議案第302号、転用目的は特定建築条件付土地となります。
続きまして、議案第303号、転用目的は駐車場です。こちらも農振除外済み案件となります。
続きまして、6ページをお願いいたします。
議案第304号、転用目的は農家分家住宅です。
続きまして、議案第305号、転用目的は農業用施設用地です。

続きまして、議案第306号、転用目的は同じく農業用施設用地です。こちらの案件につきましては、やむを得ないものとして追認案件となっております。

続きまして、議案第307号、転用目的は農家分家住宅となります。こちらも農振除外案件となります。

以上、これらの案件につきましては、一般基準等の要件を満たしていると判断しております。よろしくお願いたします。

議 長

ありがとうございました。

それでは、地元の委員の方からご意見を伺います。

301号、濱委員。

濱農業委員

写真のほうを見ていただきたいと思いますが、2枚筆があるんですけども、この間に〇〇さんのおやじさんの住宅、宅地が挟まっている状況のところ、最初の〇〇〇の〇という、書いてある白枠の左上側の辺、ちょっとあれですが、奥にうちに見えるほうの隣接がずっと宅地で、向こうのほうに幾らか車が見える手前のところが、その下の写真になります。軽自動車は右側に写っていますが、ここが宅地の境で、宅地の面積のほうが大分大きいところです。〇〇〇さんという方、〇〇〇の〇の書いてある奥のほうに住宅見えますが、ここの宅地を買って、今、ここへ自分の住宅を建てて住んでおります。仕事の関係上、職場の近所に駐車場がなくて、ここを駐車場にということで考えておるようですが、その向こう側がかっぱ寿司ですし、ちょっと進入路は島内から島立の国道158号のところへ通じるあの道路で、非常に車の通りが多いところで、〇〇〇の〇は、毎年私、ソバをまけて言われて、ソバをまきに行くんですが、コンバインが通って行って入るにも、えらい手間かからなきゃ入れないというようなところで、ちょっともう農地として使うには、ちょっと隣に車、寿司屋へ来た車止まっていますので、ほこりは出せないし、非常に苦しいところで、これも一体利用で使っていただければいいかなという、仕方がないかなというふうに考えております。

以上です。

議 長

続きまして、302と303、塩原俊昭委員、お願いします。

塩原（俊）農業委員 302号ですけれども、これにつきましては、〇〇〇〇〇さんの農地を株式会社〇〇〇〇〇さんが取得して、ここへ建て売り住宅ということで、4区画を整備すると、こういう計画です。周りは全て宅地に囲まれておりまして、北側に水路があるんですけれども、この水路には雨水等が流れ込まないように地下浸透させるという計画になっておりまして、周りが農地ではありませんので、全く影響がないというふうに判断をいたしました。

それから、303号ですけれども、これにつきましては、宗教法人〇〇〇さんのお寺の駐車場ということでもあります。地主の〇〇〇さんが高齢で、

もう耕作ができないということで、この〇〇〇さんの檀家ということで、〇〇〇さんに寄進をするということで、〇〇〇さんがこの土地を取得して、ここを〇〇〇さんの駐車場にすると、こういうことです。この土地につきましては、周りの農地より一段低くなっておりまして、そこへ碎石を入れて駐車場として利用すると、こんなようなことですので、周りの農地には全く影響ないというふうに判断をいたしました。よろしく申し上げます。

以上です。

議長 続きまして、304、神林でありますので、塩原秀俊委員、お願いします。

塩原（秀）農業委員 農家分家ということで、全然問題はないと思いますし、場所も住宅に面しているところになりますので、ほかの農地に対しての影響もないというように判断します。

議長 それでは、305、306、307、矢嶋委員、お願いします。

矢嶋農業委員 305番につきましては、15ページの写真を見ていただきまして、ちょうどこのハウスの建っている前に道がありまして、その反対側が笹賀の地域づくりセンターになります。この場所は、ちょうど次のページ見ていただいたらいいと思いますが、16ページ、ここに写真ありますけれども、〇〇〇〇さんが造りましたライスセンター、作業場が建たっておりまして、この作業場でライスセンターやったり、あと花をでかく作付しておりまして、アリストロメリアと、それからグラジオラスで、従業員も雇っておりまして、中が非常に狭くなっちゃうと。そういうことで、その花の選花場ということで、このハウスのある場所に、ハウスを移転させて、そこへ造ると。昨年4月に〇〇〇〇さんが〇〇〇〇〇〇という法人をつくりまして、その法人にお父さんである〇〇〇〇さんが賃貸借ということで建物を建てるということでございますので、規模もどんどん拡大しておりまして、実際中へ入ってみましたけれども、花を選花する場所とライスセンターの機械から何からで、もうぎゅうぎゅうで、やむを得ないということで、問題ないというふうに思います。

それから、306号ですが、ちょうどこの写真を見ますと、下屋が出ておりまして、この建物は平成30年に造ったんですが、やはり中が手狭ということで、その西側にコンクリーの土台で下屋を造ったと。そのところには資材等置いてあるんですけども、たまたま15平米だけ農地に越境してしまったということで、その部分、追認ということで、〇〇〇〇さんに、これは息子の名義ですので、使用貸借ということで、農業施設用地ということで、お認めをお願いしたいと思います。

それから、307号ですが、〇〇〇〇さん、お父さんですけども、娘さんが結婚されて、子供もできたということで、近くにうちを建てたいということで、この場所を選定しましたけれども、ちょうどこの写真の右上のほうに建物ありますが、松本短期大学の敷地ということで、この土地と短

期大学の間には50センチぐらいの水路があるんですけども、そのすぐ横ということで、農家分家ということで建物を造りたいということですが、周りにこの建物を建てても全く農業に与える影響はありませんので、お認めをお願いいたします。

以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、現地を見ていただいた、最初に議案301号から303号を齋藤委員、続いて304号から307号を濱委員をお願いいたします。

齋藤農業委員

301号ですが、貸し駐車場。事務局及び濱委員さんの言われるとおり、問題ありません。

302号と303号、塩原委員さんの言われるとおり、全く問題ありません。よろしくをお願いいたします。

濱農業委員

304号、神林ですが、これ、道路が手前左側と右側、十字路になっている角のところでございまして、道路を挟んで、それで左側の上側の住宅と接しているところが1か所、北側は、その向こう農地なんですけれども、北側をちょっと空けるような感じになっていますので、周りに影響はないので、大丈夫だと思います。

それから、笹賀の案件、305号、306号ですが、これは追認案件、違反状態ですので、これ、ぜひやってもらわなきゃいけないということで、これは致し方ないと思います。

花の選花場のほうですが、こちらもう中もえらいということで、これは今、現存でハウスイがあるところまで全部建屋と、それから駐車場ということだそうですので、規模拡大の上で必要なことなので、これは致し方ないかなというふうに思います。

それから、307号の笹賀、農家分家ですが、これ、四角く囲ったところは、半分ばかり色が変わっていますが、こっち側の接続が、もう1軒既に分家で家が建たっております、その続きになるということで、奥は、先ほどの説明のとおりですので、それで右側が車止まっている道路を挟んで農地ということになりますので、これも問題ないかと思います。

以上です。

議長

ありがとうございました。

全体を通じまして全ての委員の方にお伺いしますが、質問、意見等ありましたら、お願いします。

じゃ、倉科委員。

倉科農業委員

すみません、議案番号302号の申請内容の特定建築条件付土地ということなんですけれども、これについてちょっと解説いただければと思うんですけども。

議 長 じゃ、藤井さん。

藤井主任 特定建築条件付ですが、最終的に出来上がるのは住宅になります。住宅なんですけど、建てるまでの経過というか、手順が通常の建て売りと違う部分があります。

まず、建て売り住宅というのは、不動産会社のような事業者が建てて売る。建てるまで事業者がやるというのが建て売り住宅になります。

今回の特定建築条件付というのは、まず具体的に言います。この〇〇〇〇〇が土地を造成します。造成したところで買いたい人を募集します。募集したときに、その土地を買うときに条件がつきまして、土地を買う際に、土地を買ってから3か月以内には建物を建てる契約を必ず事業者が指定する業者と結びなさいと。それが結ばれないことには、土地の売買契約は無効ですという条件付きの契約になりまして、その土地を買う契約はしたけれども、家を建てる契約が結ばれない場合には、また〇〇〇〇〇のところへ土地が戻ってきて、また買う人を探すという流れになります。

最終的に買う方が見つからないような場合には、〇〇〇〇〇さんが最終的に建て売りとして必ず住宅を建てて販売するということまでの計画になっておりますので、農地法の趣旨として、土地だけの取引にならないように、必ず建築物まで必ず建てるのが約束されてはいますが、その途中というか、経過の中でその条件がついているような契約となっております。

以上でございます。

倉科農業委員 ありがとうございます。

あれですよ。数年前に規制緩和じゃないですけども、こういったやり方も条件つけて認めるっていうふうになっているっていう場合のやり方ですよ。ありがとうございます。

議 長 よろしいですかね。時々出てきます。
じゃ、橋本委員。

橋本農業委員 大したことじゃないんですが、私、この写真とか地図見ても、もう犬が星を眺めるようなもので、どこに何があるか分からないんだけど、方位のわかる矢印とか、それを入れられれば、ある程度分かるんですが、それはできないんですかね。もしできれば、それ、入れてもらいたいんです。

議 長 検討します。
ほかに。

[質問、意見なし]

議 長 よろしいですか。

ほかにご質問、意見等なければ、集約いたします。
農地法第5条の規定による案件、7件について、一括して集約いたします。
農業委員の皆さんに伺いますが、議案第301号から307号について、
原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。
続きまして、議案第308号 農地法第5条4項の公共転用協議にかかる
農業委員会の意見の件、1件について上程いたします。
事務局から説明をお願いいたします。
藤井主任。

藤井主任

農業委員会事務局の藤井です。説明をいたします。
7ページをお願いいたします。
農地法第5条4項の公共転用協議にかかる農業委員会の意見の件、説明を
いたします。
要旨でございますが、今回の案件、まず農地転用の事業者側の長野県にな
ります。長野県が、すみません、正しくは長野県教育委員会になりますが、
今井にあります松本養護学校の駐車場を農地転用して整備したいという計
画となっております。転用の事業者が国、都道府県または指定市町村の
場合、申請するのも長野県、許可をするのも長野県というような形になり
まして、そういった場合に、今回の事例でいくと、県教育委員会と農地法
を主管する松本の農業農村支援センターのほうで協議をいたしまして、協
議が成立することをもって農地法の許可があったものとみなします。その
協議に当たりまして、現在、この申請地につきましては、農振除外の申請
中でありまして、農業委員会のほうに教育委員会のほうから意見を求めら
れているため、回答内容について協議をするものです。

続きまして、8ページをお願いいたします。
求められる意見項目ですが、農地の集団性・連たん性への影響、周辺の農
地の確保への影響、周辺の農地に係る営農条件への影響、効率的かつ安定
的な農業経営を営む者の経営への影響、地域の環境への影響。回答は記
載のとおりです。

ご審議をよろしくをお願いいたします。

議 長

今井ですので、私のほうからご説明申し上げますが、これ、先ほど藤井さ
んからのお話もありましたとおり、農振かかっておりまして、過日、田中
推進委員さんも含めて、私と地区の農振の協議会長、地元町会長、それで
現場確認しましたし、その内容については、8ページの内容で間違いな
いと思いますので、やむを得ないという判断しましたので、ご報告申し上
げます。

続きまして、議案第309号から316号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、8件について上程いたします。

事務局から一括説明をお願いいたします。

麻生主任。

麻生主任

引き続き総会資料9ページをご覧ください。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認について説明いたします。

議案第309号、城山にお住まいの〇〇〇〇さんが承認を受けるものです。

議案第310号、高宮にお住まいの〇〇〇〇さんが承認を受けるものです。

議案第311号、高宮にお住まいの〇〇〇〇さんが承認を受けるものです。

議案第312号、元町1丁目にお住まいの〇〇〇〇さんが承認を受けるものです。

議案第313号、島立にお住まいの〇〇〇〇さんが承認を受けるものです。

議案第314号、岡田町にお住まいの〇〇〇〇さんが承認を受けるものです。

議案第315号、惣社にお住まいの〇〇〇〇さんが承認を受けるものです。

議案第316号、岡田町にお住まいの〇〇〇〇さんが承認を受けるものです。

以上、ご審議をお願いいたします。

議 長

地元の委員の方のご意見を伺います。

309号から311まで、じゃ小林委員。

小林農業委員

位置図の20ページを参考にして見ていただきたいと思います。309号の〇〇さんですが、場所が蟻ヶ崎台の蟻ヶ崎地区、蟻ヶ崎台の入り口に迫るところでございます。ここには4筆ということで示して、3筆かな。5筆の示しがあるんですけども、周りはお墓というようなこと、お寺というようなこともありますけれども、この〇〇さんという方、80になろうかという方なんです、特に一番下のこの一番広い2、290平米、2、780かな。これは樹園地で、ブドウ、そしてリンゴ、桃等を作られておいでになっております。当然周りが全部市街地ということでございます。ほかについては野菜の作物が刈られており、地図ではこれ、平らなんですけれども、一番下では4メートルから5メートルの丘陵地帯です。坂になっているということなんですけれども、しっかり手を入れて作っておいでになると見てまいりました。

次に、310号の高宮中の〇〇さんですが、これは下の図のように、平らなところで、いわゆる田んぼでありますので、きちっと手を入れて作っておいでと、こういうことでございました。

次に、311号、〇〇さんでございますけれども、これも前任の方と50メートルくらいの距離の離れがありまして、同じ平らなところで、手を入れて田んぼを作っているなということでございました。

最後に、312号、〇〇さんでございますけれども、元町1丁目という

案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。
引き続き報告事項に入ります。
事務局から報告事項のアからカについて一括説明をお願いします。
麻生主任と藤井さん、続けてお願いします。
麻生主任。

麻生主任

それでは、報告事項のアからカについて説明いたします。
これらにつきましては、書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。

総会資料12ページからご確認ください。

12ページから16ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、37件、17ページから18ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、23件、19ページ、農地法第4条の規定による届出の件、2件、20ページから21ページ、農地法第5条の規定による届出の件、6件、22ページ、農地法第4条の規定による農業用施設届出の件、1件。

藤井主任

続きまして、23ページをご覧ください。

報告事項、令和5年度違反転用への適正な対応に係る実施報告の件、説明をいたします。

今年度の違反転用の対応につきましては、議案書に記載のとおり実施をいたしました。

続いての24ページに地区ごとの違反転用案件ごとの内訳がございますので、ご覧ください。

現在、まだ未解消の案件及び新規の案件につきまして、各地区の農業委員さん、推進委員さん及び農地法の原状回復命令権者である長野県知事、長野県の協力を得ながら継続して是正指導等に努め、必要に応じ定例総会または各ブロックへ状況報告、支援等について協力を求めていく予定でございます。よろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございました。
ただいまの報告事項について委員の皆様から質問、ご意見等ありましたら、お聞かせください。

[質問、意見なし]

議長

ご意見等ないようですので、これら報告事項につきましては、事務局説明

のとおりご承知おきを願います。

農地に関する事項が終了いたしましたので、暫時休憩といたしますが、再開は55分で開会いたしますので、暫時休憩といたします。

(休 憩)

議 長

お待たせしました。議事を再開いたします。

その他他農業委員会業務に関する事項から議事を進めてまいります。

最適化推進委員の皆様も含めて議決まで参加をお願いいたします。

まず、議案第317号 令和6年度最適化活動の目標の設定等を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

草田係長。

草田係長

農業委員会事務局の草田です。よろしく申し上げます。

着座にて失礼いたします。

総会資料の25ページ申し上げます。

令和6年度最適化活動の目標の設定等についてです。

1、要旨ですが、令和6年度の最適化活動の目標設定をするものです。

2、令和6年度の目標設定の案ですが、今回の総会資料の発送に間に合わず、本日、別冊で机の上に配付しております。申し訳ありません。

3、留意事項ですが、今回配付した目標案につきましては、長野県農業会議と県の確認を受けてあるものになります。

4、今後の予定ですが、本日配付した別紙様式1については、4月末までに市のホームページで公表し、県に報告するものです。今回の承認いただいたものについて、公表するものになっています。

令和5年度の実績の確認及び点検・評価等については、5月の総会で行う予定です。

それでは、本日お配りした資料、左上ホチキス留めの令和6年度最適化活動の目標設定等をご覧ください。

1ページですが、農業委員会の状況、令和6年4月1日現在のものになっております。農業委員会の体制、松本市の農家・農地等の概要が記載されています。

Ⅱ、最適化目標の成果目標、農地の集積というところになってきますが、①の現状ですけれども、一番下のところですね。松本市の農地面積、令和5年度末時点の集積面積と集積率が記載されています。集積は認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農経営に集積された農地の集積面積となっています。

次のページ、2ページをご覧ください。

②の目標ですが、農地集積の目標年度、令和10年度、集積率60%となっています。こちらにつきましては、松本市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想でこのように定められている集積に関する目標になって

いますので、そのまま記載させていただいています。

(2)の遊休農地の解消についてです。

①の現状の欄につきましては、令和5年度の利用状況調査の結果を記載したのになっています。

②の目標についてです。

アの既存遊休農地の解消につきましては、令和3年度の利用状況調査における遊休農地のものを3年間かけて解消するというのになっていますので、このような記載になっています。

イの新規発生遊休農地の解消につきましては、前年度なので、令和5年度に新たに発生した緑区分の遊休農地は、その年のうちに解消ということが目標となっています。

(3)新規参入の促進についてです。

①の現状ですが、直近3年度の新規参入した経営体数と経営面積が記載されています。令和5年度の経営体数が多い理由ですが、新規参入の増と、笹賀の〇〇〇〇が10ヘクタールの経営面積で新規参入した関係で、少しこれまでとは多くなっています。

②の目標ですが、過去3年間の権利移動面積は、農地法3条と農用地利用集積計画による権利移動面積ということになっています。

新規参入者への貸付け等について、農地所有者の同意を得た上で公表する農地の目標面積は、過去3年間の平均の1割ということで設定されています。

3ページ、最適化活動の活動目標ですが、推進委員等の最適化活動を行う日数の目標は、1人当たり10日をお願いいたします。

なかなか10日は難しいというところはあるんですが、意識的に、今日どうだったかなってなると、忘れてしまうと思いますので、今日は見に行こうという形で意識的にやっていただくと、増えるんじゃないかと県の農業会議から言われていますので、お願いいたします。

(2)活動強化月間の設定目標、(3)新規参入相談会への参加目標は記載のとおりです。

4ページお願いします。

これまで説明した内容がまとめてありますので、またご覧ください。

5ページにつきましては、7ページ以降に各地区ごと、最終ページには各委員さんごとの目標を設定したものがつけてあります。5ページ、6ページにつきましては、その設定方法について説明したのになりますので、また確認してください。

以上になります。

議長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして全ての委員の皆様からご質問、意見等を頂戴したいと思います。それぞれある方はお出しをお願いいたします。

じゃ、中川委員。

中川農業委員

すみません、7ページの表なんですけど、実は1年前にも同じ質問をさせていただいて、それ以降どうにもなっていないので、もう一度質問させていただきます。

この地区別の集積の目標ってありますよね。それぞれ55%とか、中山間地だったら35%というふうになっています。上から4番目、入山辺、5番目が里山辺ですが、ここ、中山間地なんで、地帯区分別目標35%です。入山辺、5年度15.6ですよね。なので、これ、2倍以上やれっていうことですよね。それに反して、里山辺は43.3%なんですよね。つまり、もうやらなくていいっていうふうに、そういうふうに取り得る表になっているんですよ。それを言い出すと、実は全部そういうふうになっている。そこがちょっと非常にどうなのって、それを思っています。

議 長

草田係長どうでしょうか。

草田係長

そうですね、私も前回の議事録を読んで、その質問があったところなんですけど、目標設定の考え方についてのところなんですけれども、先ほども申し上げましたが、こちらについては、松本市の基本構想の目標に向けて頑張るという目標設定になっていましたので、各地区ごと、中山間地であれば35%というようなところを目標としてやる。超えているということであれば、現状維持を続けていただくっていうところなのかというふうに考えています。

届いていないところにつきましては、少し近づくように頑張ってくださいということで目標設定をさせていただいております。

以上です。

議 長

数字のための数字なんですけど、でも、我々、数字のために仕事しているわけじゃないもんで、それぞれの地域の中で応じた中でのできる限りのことをするっていうことで、これは本当にこういうふうにはやっぱり最適化推進と農業委員って、規制改革の理不尽な法改正、また周りからも言われることから出発した中の数字合わせということだもんで、表した。でも、やはり我々はこんなことでやるわけじゃなくて、地域の農業のため、地域のためということですから、ぜひ大前提だけ理解していただきたい。それが真意です。

ほかにありますか。

久保農業委員

目標値が高過ぎると、四賀は何%しかやってないじゃないかと言われるのはうんとつらいですね。

議 長

うん、そう、そう、そう、そういうことだよ。理不尽。

久保農業委員

理不尽です。

議長 極まりないんだよ。これはそうでも、我々のスタンスは、常に地元のため、農家のためだしということだけはやっていけば、えらいそこで3つ違ったでどうだ。ただ、外見上、本当に月3日というのも理不尽だけれども、本当に畑に行くときに、隣を見ながらのもカウントして、このくらいやっているという形骸的な数字だけは出してもらいたいということの趣旨です。それでいいんですよ。

草田係長 はい。

議長 ということで、係長もうなずいていますので、異論のあるところをお聞きください。
ほかに。
じゃ、中野さん。

中野推進委員 7ページの表なんですけれども、ちょっと頭が悪いので聞いているんですが、この農地面積、例えば入山辺でいくと194.03ヘクタールで、例えばその集積面積ってあるんですけれども、変な話、今、里も入もそうなんですけれども、山林化したりして、もうできない農地があるじゃないですか。そういうものが、例えば今回のはがきを出したときに、農地として減っていくと、この数字は上がっていくということですかね。何の努力もしなんでも上がるという数字があるのかなと思って。

議長 係長。

草田係長 非農地判断したものについては、こちらには影響してこないと思います。認定農業者だとかに集積した面積の積み上げになってきていますので、はい、そういった形になります。

中野推進委員 農地面積は減っても変わらないっていうこと。だって、割り返してみれば、なるじゃん。

草田係長 そうですね。

議長 ちょっと待ってください。はい。

草田係長 農地面積って、ごめんなさい。集積面積については積み上げですけども、農地面積につきましては、非農地判断、左側の農地面積につきましては、非農地判断をした分減っていきます。失礼しました。

議長 よろしいですかね。分母が減るで、当然、絶対数がのせば、それだけ比率が上がるっていうこと。うちで寝ていても上がっていく。

議 長 じゃ、川村補佐。

川村局長補佐 補足なんですけれども、非農地判断のほかにも、前段でご審議いただいた転用、これがあると完全に、いわゆる農地台帳ですね。農地台帳から落ちたものは、どんどん分母が減っていく。増える要素としては、農地への編入、農地台帳への登載申請、これはそんなにないもので、推進委員さんおっしゃるとおり、分母はどんどん減っていく現状にありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

久保農業委員 だから、四賀の場合はどんどん減っているはずなんだよね、向こうはね。全部山なんだから。

議 長 それで、山林化の非農地判断もそうだし……

久保農業委員 そうですよ。

議 長 それはもう数字のなんです。
ほかに。
じゃ、矢嶋さん。

矢嶋農業委員 笹賀の関係ですけれども、令和4年度から令和5年度にかけて、集積面積が26ヘクタールばかり減っているんですが、これは認定農業者じゃない人が受けたという、そういう意味。

議 長 係長。

草田係長 すみません、全てのところ確認はしてないんですが、例えば旧市やなんかもすごく減っているんですね。これ、何でかなということを確認しましたら、これまで認定農業者で大きくやっていた方から経営移譲がされて、その方が認定農業者じゃなかったっていうようなケースがありました。

同じように、認定農業者の方に利用権というんですかね、移ったときに、その方が認定農業者じゃない場合には、このように集積率が下がることはあります。

今回の集積面積につきましては、先ほども申し上げたとおり、認定農業者、新規認定農業者、基本構想水準到達者というような決まった方に集積された方の集積面積の積み上げになっていますので、お願ひいたします。

以上です。

議 長 矢嶋さん、そういうことで、また細かい内容ね、それぞれ地域の中で一応整合性の取れないような数字だったら、またそれぞれ事務局との問合せをしていただきたいと思います。

よろしいですか。でも、そんな中でも集約します。

これより集約いたします。

この件について、推進委員の皆様も含めてお願いいたしますが、議案第317号について、原案どおり決定することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。

続きまして、報告事項に移ります。

まず、報告事項ア、令和6年度松本市産業振興部農政関係予算について及び報告事項のカ、令和6年度松本市農業委員会関係予算についてから進めてまいります。

事務局の説明をお願いいたします。

草田係長。

草田係長

資料26、27ページ及び40ページになります。

例年ですと、各担当課の課長に来ていただいて説明を申し上げているところですが、今年度につきましては、市長選があった関係で、まだ詳細なところまで決まり切っていない状況ですので、今後また目新しいものがあり次第、必要なものを報告させていただきたいと思えます。

資料につきましては、それぞれご確認いただいて、また何かあれば、お問合せいただくというような形を取りたいと思えます。よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。

推進委員の皆様も含めまして発言のある方は挙手をお願いいたします。

柳澤さん。

柳澤農業委員

27ページの農業構造改善事業費の中で、丸の2番目、3番目、農業者育成事業費、それから新規就農者育成事業費、これが対前年でいずれも減っていますよね。これは何か特に理由があるんでしょうか。増えるっていうんだったら何となく分かるんですけども、あえてこれを減らしているっていうのは。

議 長

じゃ、草田さん。

草田係長

ちょっと私、分かりかねますので、確認して、またご報告させていただきたいと思えます。申し訳ありません。

議 長

じゃ、柳澤さん、次回でもいいですか。

柳澤農業委員 はい、分かりました。

議 長 じゃ、いいですか、次回。

草田係長 はい。

議 長 じゃ、今の柳澤さんの意見について、次回の委員会でご報告いたします。
ほかに。

[質問、意見なし]

議 長 よろしいですかね。

じゃ、なければ、本件についてはただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをお願いいたします。

引き続き、報告事項のイ、令和5年度第4回農業経営改善計画の審査結果についてから進めてまいります。

農政課の説明をお願いいたします。

藤井さん。

藤井（農政課）事務員 農政課の藤井と申します。

令和5年度第4回松本市における農業経営改善計画の審査結果についてご報告いたします。

資料29ページから30ページをご覧ください。

それでは、報告事項に移ります。

まず、認定農業者制度の概要は、資料2番のとおりです。また、複数の市町村で営農を行っている者については、長野県知事及び農林水産大臣が認定を行っております。

次に、認定基準ですが、松本市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想が令和2年4月9日に告示され、所得目標が見直されました。数値については資料の表のとおりです。

審査方法については、原則年4回審査を行い、第三者組織に当たる松本市農業支援センター内の経営改善指導班へ意見聴取を行い、認定するものです。

今回の松本市長が認定した農業経営改善計画認定者は、新規が個人6件、再認定が個人9件、法人1件、共同1件の計11件、変更が法人2件となります。以上19件についておいて、全件承認されたことをご報告いたします。

以上です。

議 長 それでは、全ての委員の皆さん、ご意見、ご質問ある方は発言をお願いいたします。

じゃ、小林委員。

小林農業委員　　実は私、認定農業者なんですけれども、これは地区で、特に女性協議会から出た質問なんですけれども、取って代わって質問をしますけれども、この年齢制限等は、いわゆるこれは入る人たちだよ。それで、こちら、この中にも認定農業者は何人かいると思うんですけれども、これを永遠にしようって西まで行くということはないよね。つまり西というのはお墓なんだ。この辺のところをね、農業委員会というより、農政部ですよ。この辺のところも少し掘って考えていただいて、例えば年齢制限を設けるとか、あるいは、年齢制限というのが一番分かりやすいのかな。それで、農業を縮小したら、例えばいわゆる面積に対してちょっとあれをしていただくということがないと、この今日の話だと、いわゆる認定農業者に認められたいわゆる面積ですとかいうのは、そのとおりで出てくると思うんですよ。これは再考してもいいんじゃないかなっていう意見が出てきましたので、この機会にぜひ前向きに考えていただけたら、お年よりの方はそろそろということでも致し方ないということだと思うんですけれども、大体全体で何人いるのか、それでこれをどういう具合にする形をして、将来的にしていきたいのかという、ちょっとそれも見えないんで、この機会にお知らせをいただければと思います。

以上です。

議　　長　　認定農業者は定年制みたいな……

小林農業委員　　そうだよ。

議　　長　　ことになってくるんだよ。

小林農業委員　　うん。

議　　長　　ただ、やる気と年齢、すぐイコールじゃないもんで、その辺がね……

小林農業委員　　そうなんだよ。

議　　長　　うん。どうするかっていう勘案しなきゃいけないところはいろいろあるんだろうけれども。

小林農業委員　　一度取れば、更新、更新で行くんだけれども、年齢は自然に上がってきますから、そうすれば80過ぎの人が認定農業者……

議　　長　　ご意見として、藤井さん、それを伺って、一律にね、今おっしゃったとおり、それでやるっていうことはいささか問題がある……

小林農業委員　　そうですね。

議　　長　　とは思いますので。

小林農業委員　　全体に知っていただいて、今、松本市では何人いるよとか、これ、どういう形にするんだってということがそろそろ出てきてもいいんじゃないかなと思います。

議　　長　　なるほどね。提案ということじゃなくて、そういう場面も想定できるもので……

小林農業委員　　そうですね。

議　　長　　この辺の基礎資料を見て、作ってもらって、全体像を把握するっていうような感じですね。

小林農業委員　　ええ。なかなか言う機会がなかったもので。

議　　長　　了解。
今、そういう意見ですので、これはそれぞれケース・バイ・ケースだと思いますし、事情がありますので、一律というのはなかなか問題だと思いますので、その辺もまた藤井さんに持って帰ってもらって、全体像を含めた中での、どっちにしろ国の施策だもんでね、認定農業者制度ね。その辺…

小林農業委員　　今のお話だと、そういうことですよね。

議　　長　　そうですね。
ほかにありますか。

[質問、意見なし]

議　　長　　じゃ、なければ、そういうことで承知おきをお願いしたいと思います。
じゃ、続きまして、報告事項のイ、令和5年度第4回農業経営改善計画の審査結果について進めてまいります。
失礼しました。続きまして、報告事項のエ、令和5年度家族経営協定締結についてを議題といたします。
農政課から説明をお願いいたします。
田村主事。

田村（農政課）主事　農政課の田村と申します。
私のほうから、令和5年度家族経営協定の締結状況についてご報告させて

いただきます。

すみません、着座にて失礼いたします。

資料の31ページから33ページになりますので、お願いいたします。

初めに、家族経営協定の概要についてご説明させていただきます。

32ページの家族経営協定についてをご覧ください。

家族経営協定とは、農業経営の方針、家族一人一人の役割、就業条件、就業環境などを家族全員で話し合い、農業と生活のルールとして書面に表すものです。

協定を締結すると、家族単位で認定農業者になることができたり、また条件が合えば、配偶者や後継者の方が農業者年金の保険料の補助を受けることができたりといったメリットがございます。

続きまして、締結までの流れについてですが、まず下書きシートをそれぞれご家族で作成いただきまして、事務局までご提出いただきます。提出された下書きシートを基に事務局で協定案を作成し、その後、協定者、松本市、県の3者で協定案を基に面談を行いまして、正式な協定書を作成します。完成した協定書の内容を最終確認いただきまして、3者で調印を行い、協定締結となります。

続いて、地区別の締結者数ですが、33ページをご覧ください。

松本市家族経営協定締結者数に記載のとおりですので、ご確認ください。

また、年間の締結目標数は5組となっており、目標の達成には、農業委員皆様のご協力が必要です。引き続き家族経営協定締結を推進にご協力いただきますようお願い申し上げます。

また、現在、家族経営協定の締結については、随時受付を行っているところです。今後、地区内で締結希望者がいらっしゃいましたら、事務局までご連絡をお願いいたします。

引き続きまして、令和5年度家族経営協定締結状況についてご報告いたします。

すみません、資料戻りまして、31ページをご覧ください。

令和5年度の締結者数については、新規締結者8組、再締結者2組の計10組となります。

先ほども申し上げたとおりですが、協定締結の推進には農業委員皆様のご協力が必要になります。今後とも地区の皆様への積極的な推進をお願いいたします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

ただいま農政課から説明がありました。

これより質疑を行います。発言のある委員の方は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

なければ、本件については、ただいまの説明のとおりですので、ご承知おきを願います。

家族協定の推進に向け、委員の皆様に一層のご協力をお願いいたします。

続きまして、報告事項のエ、令和5年度農地所有適格法人の要件等確認結果についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

増澤主事。

増澤主事

農業委員会事務局、増澤でございます。

着座にて失礼いたします。

農地所有適格法人の要件等確認結果についてご報告させていただきます。

資料34ページをご覧ください。

今回の報告は、市内で営農している農地所有適格法人から提出された年次報告について、農地法第2条第3項に規定されている農地所有適格法人の要件に適合するか確認を行いましたので、その結果についてご報告いたします。

確認対象法人は、全部で57法人でございます。具体的な法人については、資料37ページ、38ページに掲載してありますので、ご確認ください。

これらの法人から事業終了年度3か月以内に事務局に報告書をご提出いただき、毎年度要件を満たしているかの確認をしております。ただ、提出期限を過ぎても報告のない法人が一定数おりますので、報告依頼ということで、年に数回提出するように指導をしております。

農地所有適格法人の要件ですけれども、具体的には資料の5番の参考のところに記載がございます。主に4つございまして、ア、法人形態要件、イ、事業要件、ウ、構成員要件、オ、業務執行役員要件がございます。これらの要件は継続して満たすように定められておりますので、毎年報告書の提出を受けて、確認しているものです。

今年度、令和5年度の確認結果ですけれども、全57法人中、53法人が要件を適合しているということで確認ができました。適合を確認できていない4法人のうち2法人は、令和5年1月以降に新たに農地所有適格法人となったため、報告書の提出期限がまだ来ておりません。次回のご報告の際に確認することとなります。残りの2法人については、まだ提出がございませんので、今後も引き続き報告書の提出を指導するようしてまいります。

以上です。よろしくお願いたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして質問、意見等ありましたら、全ての委員、じゃ塩原委員。

塩原（俊）農業委員 お願いします。

このリストの中の、37ページのリストがずっとあるんですけれども、そ

はまだ事務局のほうで一旦報告書の提出のお願いに努めるというところ
です。

議 長 よろしいですかね。落とすためじゃなく、できるだけ法人を維持して農業
にいそんでもらいたいというのが趣旨ですので、落とすためということ
はしません。促してやってくれということをやっています。

それで、でも、それでもというときは、もちろん適格化にそぐわないとい
う判断になると思います。これは県とも相談した中での判断になってくる
ということ……

増澤主事 また今後相談していくという……

議 長 今後相談しながらいくということでありませう。
ほかに。
じゃ、中野さん。

中野推進委員 ちょっと教えてもらいたいですけれども、この37ページの表に、その
法人の住所で、松本市ではない住所があるじゃないですか。これ、例えば
松本市から農地を借りているからここに載るということになるんでしょ
うかね。ちょっとその適格法人をこの松本市の農業委員会へ報告がされる
ということのちょっと意味が分からんもんで、農地を松本市から借りてい
れば、ここのところの表に載ってくるということでもいいですか。

議 長 増澤さん。

増澤主事 市内に農地を所有している、もしくは解除条件なしで市内の農地を借りて
いる法人がこちらの農地所有適格法人の報告対象となります。例えば、塩
尻市ですとか、山形村ですとかというところに所在地がある法人さんであ
っても、こちらの市内で農地を所有していれば、松本市にも提出はしなく
てはいけないということになっております。

議 長 よろしいですかね。法人の住所じゃなくて、現物に農地が松本市にあると
ころは出さなきゃいけないということでありませう。
ほかに。

[質問、意見なし]

議 長 じゃ、よろしいですかね。
じゃ、この報告事項はご承知おきをお願いいたします。
それでは、続きまして令和5年度農業者年金加入推進結果についてを議題
といたします。
事務局から説明をお願いいたします。

増澤主事。

増澤主事

引き続き39ページをご覧ください。

令和5年度農業者年金加入推進結果についてご報告させていただきます。

昨年11月から本年2月までの強化月間の活動結果及び本年度の加入推進結果についてのご報告です。

2番の表をご覧ください。

令和5年度の目標は、新規加入者9名、そのうち20歳から39歳の若年層が5名、女性は4名という目標でございました。

対しまして、令和5年度の実績は、新規加入者8名、うち20歳から39歳の方が3名、女性が6名でございます。女性の加入者については目標達成となりました。括弧内の数字は、11月から2月までの強化月間中の加入数となっております。

加入者へのアンケートを見ますと、農業委員による戸別訪問をきっかけに加入したと回答した方が5名いらっしゃいました。委員の皆様には、本年度加入推進にご尽力いただき、ありがとうございました。

加入活動推進報償費については、記録の提出者には3月に報償費を支出済みですので、申し添えます。

以上で報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長

ご苦労さまでした。

ただいま説明がありました。

質問、意見等ある方はお出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

なければ、本件については、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきを願います。

目標には届きませんでした。委員の皆様にはお骨折りをいただき、感謝申し上げます。

次に、報告事項のキ、第3回松本市農業委員会役員会の協議結果についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

草田係長。

草田係長

では、お願いいたします。

着座にて失礼いたします。

42ページをお願いします。

趣旨ですが、令和6年2月に開催された役員会の結果について報告をするものです。

2番の協議要旨と結果についてです。

(1)の行政改革についてです。

現在、農政課が行っている農地中間管理事業などの権利移動等に係る業務について、農業委員会事務局に移管をする件について協議をしました。

結果については、業務移管に伴い、窓口対応等の業務量増加が予想されるため、当該業務に係る職員数が確実に確保されることを条件に了承するという結果になりました。

(2) 松本市農業者年金協議会の今後の在り方についてです。

農業者年金は、現在、加入者による積立方式になっており、年金財源を被保険者が支える必要がなくなっています。また、加入推進活動は農業委員とJAに業務委託され、それぞれの機関が活動を行っています。県内でも農業者年金協議会が既に解散、休止になっているところが多いことから、松本市の農業者年金協議会の今後の在り方について協議をしたものです。

結果についてですが、各支部にアンケートの形で意向調査を行い、その結果をJA等の機関と相談して、解散ということが多ければ、そういう方向で進めていくということになっております。

(3) 農作業標準労賃・農業機械標準作業料金の算定事務についてです。

毎年5月頃、農作業標準労賃・農業機械作業標準料金表を5月の総会で配付させていただいています。その算定事務につきましては、松本ハイランド農協さんやあづみ農協さんで作成したものを参考に配付させていただいております。先日、松本ハイランド農協さんのほうから、市町村でこの表を作成している例がありますということで、その農作業料金の表を事務局で作成するように要望があったところです。このことについて、今後の方針を協議したものです。

結果についてですが、農協さんについては、日々の業務の中で農作業労賃等の情報が農業委員会事務局よりも集まりやすく、実情を把握されていると考えられるため、引き続き算定事務をお願いしていきたいと思っています。

令和6年度の算定会議が4月10日に予定されていますので、そこには農業委員会事務局として参加する予定です。

(4) 地域計画（目標地図）についてです。

地域計画の目標地図作成農地における農地転用等の留意事項について情報共有をしました。また、目標地図の作成方針について協議を行いました。

役員会には、農政課の上條係長に来ていただき、各地区の説明会の進捗状況、地区で説明している内容についてお話をいただきました。令和7年度に全ての地区で意向調査のアンケートを行い、その結果を基に地域計画と目標地図を更新していくという説明がありました。

地域計画策定後の権利移動や農地転用については、地域計画の達成に支障が生じる場合には制限がかかるということについて、国や県等からQ&Aが示されてから、正確な情報を周知していくということになりました。

(5) 委員改選後の体制についてです。

次期体制の役員につきましては、その当時、2期目の委員さんで構成する役員選考会を7月頃に検討し、8月9日の臨時総会で正式決定をします。

役員につきましては、現在の体制を継続し、6名とします。

専門委員会の人数割り、分け方については、今後検討していくということになりました。

ブロック活動については、現職から引き継ぐということにします。

(6) お別れ旅行についてです。

結果につきましては、これまでお別れ旅行と卒業旅行の計2回行われていましたが、これまでの経過に捉われず、1回のみ行うこととなりました。

お別れ旅行は、これまで7月の定例総会後に行っていましたが、総会後にこだわらず、検討することとなりました。

今後、委員さんと協議を重ね、内容を練っていくということになります。

お別れ旅行のアンケート結果につきまして、今回の総会に添付がされていませんでしたので、先ほど総会前に別紙にてお配りしてありますので、ご確認ください。お願いいたします。

説明は以上になります。

議 長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました。

この件につきまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

じゃ、二村委員。

二村農業委員

農業者年金のことなんですけれども、私、委員にならせていただいて、特別なお勉強会にも行かせていただき、本当に農業者に数少ない、国で農業者年金は今、2%、もう10何年ですかね。2.9幾つ利息がついて、農業者でなければこれには入れないというふうにお聞きして、これ、私は今、JAの役員もさせてもらっているんで、そこで本当にいろいろなところで話をして、もらえるようになったら、本当に今掛けておいたらよかったと思うから、掛けてというふうに伝えるんですが、やっぱりこれはこれからもっともっと国民年金がもらいづらくなっちゃうと思うので、この農業者年金は、農業委員の皆さんで勉強して、地域の人たちにうんと伝えるというのが大切ではないかなというふうに私、思うので、ちょっと今ここでお話しさせていただきました。

以上です。

議 長

ありがとうございます。

私もそういう会議に出席させてもらったりして、なぜ農業委員が農業者年金を勧めるかっていうのは、今、二村さんおっしゃったとおり、農業者じゃなきゃ掛けられないし、これは国の施策だから、事務的にもそういうことで安定しているし、税改革だしということで、これはまたね、協議会はそういうことで解散の方向なんですけど、我々、集中のこういう周知をする機会もつくりましますし、その都度都度、またJAの皆さんともタッグを組みながら、知っていて入らないはいいけれども、知らないで入らないで困っ

たというのは困るから、その辺も含めた中での対応を、また我々農業委員も旗を振りながらやるということになると思いますので、組織はそういうことで、一段落という方向にしたいと思います。

じゃ、柳澤さん。

柳澤農業委員

ちょっと確認なんですけれども、1つは、この地域計画についてというところにある、これ、イ、結果のポツの2点目かな。令和7年度に全ての地区で意向調査のアンケートを行い、その結果を基に地域計画と目標地図を更新していくというふうにあるんですけれども、更新していくベースになるのは、既に人・農地計画のときにつくったそういう地図がベースになるという理解でいいんですか。

議長

前段の挨拶でも若干申し上げましたけれども、人・農地プラン以降、最終的な人・農地プランからのアンケートは、営みやっちゃないし、それまでは、向こうの上條係長がおっしゃるには、それを基盤とした中でつくって、令和6年の3月までにつくり上げて、令和7年以降、本格的な作業は、もう一遍アンケートを取って、実情に合わせたものをもって、日々というか、年ごとにブラッシュアップしていくというのが今の農政課の考え方なのですが、ここでマタリセットといいますか、基本的には我々もその考えを考慮として承っておきますが、また人心一新、また我々が意図した方がその担当になるやに聞いておりますので、またその辺もちょっと調節しながら、4月の時点で、19地区は19地区の通りの内容出てきますので、そこでまたお互いの19地区で足並みのできるところと、それぞれの地域が深掘りしなきゃいけないその内容が当然出てくるとは思いますが、ちょっと1か月、その辺待っていただいて、アウト的な今の現状での農政課の考え方がこういうことで、役員会では伺いました。

柳澤農業委員

いや、何でそれを聞いたのかというと、実は人・農地プランのときに、ある程度そういう地図めいたものができて、私もそれを見せていただいたことあるんですけれども、それを意外と地域の地主が知らない人がほとんどなんです。だから、それがあまり認知されてないということがあって、その辺が気になって、ちょっとこれから進めるときに、何をベースにしていくのかというところをもう一回きちんとしておきたいというところが1つ。今の会長の説明で、また1か月後か何かに農政課のほうからいろいろ説明があるんだろうと思います。

それから、もう一つは、これはここのところの農作業労賃の、毎年毎年出てきますよね。10アール当たり、何か作業をすると幾ら幾らという。あの費用の中には、例えば要するに耕作なり何なり、例えばトラクターで耕すとか、あるいは田植え機で田植えをすとか、あるいはバインドーで何か稲を刈るとか、そういう賃金の中には、そのときに起きた事故とかそういうことに対する保険みたいなのは一切入ってないということいいんですね。

いや、というのは、昨年、三才山で1人、トラクターをひっくり返して亡くなった方がいるんですよ。ですから、もちろん人・農地の耕作をしていて、でも、その賃金の中にはそういった保険関係の費用は一切入っていないという理解でいいんですね。ちょっとそこがちょっとはつきりしてなかったもんですから。

議長 多分入っていないと思うわ。
じゃ……

草田係長 すみません、これまで、先ほど説明しました事務局では、全くタッチをしてなくて、資料を頂いてきて、それを皆さんにお配りするという事になっていました。ただ、ハイランドさんのほうからは、ほかの市町村で作っている例があるので、同じように松本市の事務局のほうでも作ってほしいかという依頼が来ています。なので、詳しい内容につきましては、申し訳ありません。私たちのほうで把握しておりませんで、今度、4月10日の会議も出席して、少し関わっていくというようなスタンスであります。また確認して、ご報告したいと思います。

柳澤農業委員 ちょっとそういう農作業に伴う事故って時々起こるんですよ。そのときには、もちろん医療費だったり、極端な場合には亡くなったりすることがあるんですけども、そういうときに、依頼するほうも、依頼された側も、そういう費用、結局引き受けてやるほうが全部負担しなくちゃいけないと思うんですけども、ちょっとそこら辺が、依頼した人もいろいろ気にされるというところがあるんで、どういうふうになっているのかなということを確認しておきたかったんですね。

議長 じゃ、濱委員。

濱農業委員 ハイランドの作業料金表、実際に5月頃配付になるわけですけども、その料金のベースは、ハイランドの中の農業機材銀行受託者部会という受託組織で検討して、これ、計算式がいろいろめったやたらあって、どれを使うかで作業料金うんと違ってくるんですけども、今までの現行の作業料金に対して、機械代が上がったとか下がったとか、そういうものを全て考慮した中で、一応うちの部会としては、こういう料金表をお願いしたいということで理事会に出していくのが現状です。

その中には、保険というものは一切考慮されていません。受託作業を1人の方が受けるのが10件とか20件とか、膨大な数になるもんですから、それを委託側も受託側も掛けるというと、団体保険を掛けなきゃいけないという非常に煩雑な作業になってしまいますので、基本的には受託作業を請け負う側が、機械を持っている人が、今、ハイランドに農作業事故全般に対して補償してくれる共済がありますので、そういうものに入るとか、個別に機械ごと共済に入るとか、どこかの保険会社に入るとか、そういう

ことをするのは、原則的には機械持ちがやるという、あと委託側の農家、これも農作業全般の共済とか、そういう保険がありますので、私のやっていることは危ないなと思う人は、それをやってもらえれば、加害した場合にも、草刈り機でピンピン刈っていて、フロントガラス割っちゃったとか、そういう高額なやつも、共済入っていますと全面的に見てもらえますので、ぜひそこら辺は、そんなに恐ろしい金額じゃないので、それぞれ考慮してもらえればというふうには、それはどこか何かの広報にちょっと載せたほうがいいかなというふうには思っていますけれども、現状は一応そういうところですよ。

柳澤農業委員 ありがとうございます。

議 長 リスクのマネジメントをどこでやるかというところへ一概にのっけられないし、今言ったようなグローバルでやるかどうか、その辺、ちょっとまた、今、意見は意見として伺って、また現状も伺っているし、でも注意しなきゃ絶対いけないことだから、よく上條委員も言うけれども、借地の関係の水利費とかその辺もね、これとは直接関係ないけれども、やっぱりそういうことも承って、またどこかで、多分書くだけじゃなくて、どういうふうにするか、処方箋もつけながらという、意見として、じゃ伺って、現状。ほかに。

[質問、意見なし]

議 長 よろしいですか。
じゃ、これ、こういうことでご承知おきをお願いいたします。

では、ここでちょっとお別れ旅行の件もアンケート結果出ましたので、我が委員会として、窪田代理にその旗振り役をお願いすることにしましたので、代理、何かコメントあったら。

窪田会長代理 お手元にお別れ旅行アンケートの集計結果というのがあると思うんですが、これ見ていただけたらと思うんですけども、時期的には、これ見ますと、6月、7月頃でどうだろうかというご意見が多かったです。

ただ、旅行先につきましては、もう十人十色、場合には一人十色ぐらいで、どういうふうに決めていいか、全く正直言って分かりませんので、大変失礼だと思いますが、多少私の独断と偏見も入れさせていただいて決めさせていただければありがたいかなというふうにはちょっと思っています。

しかも、ご意見の中の一番上に、5万円程度で旅行したい。残りは返金でというようなご意見もありまして、総額で言うと18万2,000円になりますので、そんなところで、あと13万円は返せというようなご意見もありますけれども、なかなかちょっとそれで果たして旅行ができるかどうか、難しい点もあるのかなというふうに思っています。

それで、すみません、これは私の独断と偏見でありますけれども、今ちょ

っと考えていますのは、6月末か7月の初めにというのが1案、それから7月の下旬、総会前というのが2案で、その辺でどうだろうかというふうに考えています。

それで、例年、毎年、毎年じゃない。3年に一度ですか。定例総会の後にということで、総会後に捉われないというような話がありますので、できましたら、朝そんなに早くなくても、松本空港からどこかへ飛んで行って、行けたらなというふうに思っています。

ちょっとこれは私の私案でありますけれども、神戸辺りへ飛んで行って、有馬温泉とか、城之崎温泉辺りに泊って、帰ってきたらどうなのか。帰りも神戸から松本空港というようなことをちょっと考えておりますけれども、具体的に、じゃどんな経路で行くのか、どんな場所を見るのかということがあると思うんですけれども、それを全くまだ考えていません。代理店にちょっと相談したり、また皆様方からご意見があれば、ご意見をお伺いしながら、ちょっと案をつくってみたいというふうに考えていますので、またいろいろご意見をお願いしたいと思えます。

以上でございます。

久保農業委員 あれでしょう。二択とか三択に絞ってもらったほうが、Aだ、Bだって言いやすいんですけれどもね。あんまり多いと。大体三択ぐらいが一番出しやすいですよ。

窪田会長代理 あくまで私の独断と偏見の話です。

久保農業委員 いや、独断と偏見はちょっと抑えて。

窪田会長代理 はいはい。当然だと思っています。

久保農業委員 案の3案ぐらいは独断と偏見でいいですけれども。

窪田会長代理 分かりました。参考にさせていただきます。

久保農業委員 お願いします。

議 長 じゃ、そういうことで、また近々といいますか、また窪田代理に骨を折ってもらって、A、B、Cだか、その辺をやりながら、皆さんに数多くの方が袖振り合うもということで、ぜひまた大勢の方が参加していただければと思いますので、またご協力よろしくお願ひしたいと思えます。

じゃ、この件は役員会で決定、また出てくるけれども、また4月にも役員会予定していますし、また先ほど柳澤さんの話も含めて、いろいろまた検討しながら、また進めていきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

じゃ、それでは主要会務報告、当面の予定についてを議題といたします。

草田係長。

草田係長

では、お願いいたします。

44ページ、主要会務報告です。

3月21日、農地転用の現地調査ですが、齋藤委員と濱委員に行っていた
できました。

3月26日、長野県農業会議第9回臨時総会に会長に出席をしていただき
ました。

45ページ、当面の予定です。

市役所の退職職員辞令交付式、人事異動辞令交付式、新規採用職員入所式
に会長に出席をしていただきます。

4月17日、松塩筑安曇農業委員会協議会定例総会に協議会代議員の方に
出席をしていただく予定です。

4月30日、各委員会が開催予定ですので、お願いします。

ごめんなさい。その前に4月21日、農地転用の現地調査ですが、倉科委
員と橋本委員の予定になっていますので、変更をお願いいたします。

それと、もう一点、4月8日の中信地区常設審議委員会ですが、塩尻市役
所の保健センター2階ボランティア支援室、10時半と変更の通知が来て
いましたので、訂正をお願いいたします。申し訳ありません。

4月30日の続きです。ごめんなさい。各委員会が開催予定ですので、お
願いします。

また、定例総会後に懇親会を予定していますので、参加をお願いいたしま
す。

4月15日ですが、こちらに記載ありませんが、役員会を開催する予定で
す。役員の方、4月15日の午後5時頃、夕方になりますが、地域計画に
ついて少し相談していきたいと思っておりますので、農業委員会室で行いま
すので、お願いいたします。

先月の総会で少しご案内をしましたが、4月10日に市長との懇談会を会
長、代理、事務局長の4名で予定しておりましたが、秘書広報室との調整
不足がありまして、今回は開催を見送ることになりました。また日を改め
て日程等を調整し、報告したいと思っております。

また、先月の総会で、2月20日に飯島町で行われた長野県農業委員会女
性協議会研修会で二村委員の参加申込みと支部長の件についてお話があ
りました。この件について、農業会議に確認しましたので、報告をさせて
いただきます。

まず、参加申込みにつきましては、市からは確実に申込みはされており、
県の農業会議の手違いでリストから漏れてしまっていたということのよう
です。

あと、二村委員が支部長であるということを確認されなかった件について
は、こちら、市のほうからは松塩筑安曇農業委員会協議会松本地域振興局
の農業農村支援センターにこちらから確実に報告はさせていただいていま
したが、その松塩筑安曇と長野県農業会議との連絡調整がうまくいって

なかったようで、今回の研修会のところで認識がされていなかったということのようです。

二村委員が一生懸命活動されていますので、今後同じようなことがないようにということで、強くお願いをしておきましたので、よろしく願いいたします。申し訳ありませんでした。

以上であります。

議 長 この案件について皆さんのほうからなにかありますか。

[質問、意見なし]

議 長 よろしいですか。
それでは、事務連絡をお願いします。

草田係長 お願いします。
では、本日お配りしましたA3を横に折った、真ん中で折った地域計画に基づく農地の貸借は農地中間管理事業に一本化されましたというものについて、少しご説明をさせていただきます。
まず、上の枠の部分ですけれども、農地の貸し借りについては、これまで、今ですけれども、農地中間管理事業と利用権設定等促進事業、通称相對契約で行われております。これは、これが、こちらには令和5年4月1日から農地中間管理事業と農地法第3条の2つになりますとありますが、地域計画が公告されていない場合には、令和7年3月末まで相對契約は利用できるということになっています。その点については、その下の横長の四角に記載されております。
地域計画策定後または令和7年4月1日からは相對契約はなくなって、この図のとおり、農地の貸し借りは農地中間管理事業と農地法3条のみということになります。
この下の枠になります。農地中間管理事業では、地域計画の目標地図に位置づけられた担い手へ貸借を進めていくということになります。なので、もし位置づけられてないという場合には、農地法3条を使って利用権を設定していくということになっていくんじゃないかなと思っています。
その次のページ以降については、中間管理事業の詳細な説明ですので、またご覧いただき、不明な点等あれば、農政課へご確認いただきたいと思います。
以上です。

議 長 今、その他について事務局から説明がありました。
そういうことですが、次回の総会の折にもあれなんです、例えば私が土地を、農地を窪田代理に貸したと我々が相談を受けたときにはどういう対応を取るか。また、農業課長が相談を受けたときはどういう対応を取るかというの、ちょっとフローをそれぞれ作って、また次回に、今まではそれ

どれ現場の農業課長とか相談に行っ、じゃ農業課長は、じゃペーパーを持って、じゃ市役所へ行っ、そういうような取ったんですが、様々な想定できますので、その辺、ちょっと整理しながら、次回は地域地図の関係もありますし、その辺もちょっとシミュレーションできたら、ちょっとまた考えて、皆さんにまたご提示したいと思いますので、またご承知おき願いたいと思います。

また次回も拡大委員会になりますので、皆さんおそろいのところでその辺を詰めたいと思いますので、お願いしたいと思います。

今、それぞれ説明がありました、皆さんのほうで何か。

[質問、意見なし]

議長 じゃ、全体を通しまして、この機会に発言のある方、お願いしたいと思います。

草田係長 農業農村支援センターの方は今日欠席です、また資料をご覧ください。欠席委員の資料につきましては、各地区でお持ち帰りいただき、会議の結果と併せておつなぎいただければと思います。

農地法申請書類の原本ですが、机の上にそのまま置いていってください。駐車券の無料処理については、そちらのほうにありますので、お願いいたします。

議長 以上で本日の案件は全て終了しました。円滑な議事進行にご協力ありがとうございました。議長を退任させていただきます。お疲れさまでした。

14 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長 _____

議事録署名人 16番 _____

議事録署名人 17番 _____